

【平成 29 年 10 月 24 日放送分「元気・長生き・シニアライフ！」ダイジェスト】

YBC ラジオ番組「ゲツキンラジオぱんぱかば〜ん」内「元気・長生き・シニアライフ！」コーナーに当広域連合職員が出演し、11月に「医療費のお知らせ」が送付されること、所得税の確定申告で医療費控除の適用を受ける際の注意点についてお話ししました。

- ・後期高齢者の方に対し、7・11・3月の年3回、「医療費のお知らせ」を送付していること。
そこには、被保険者の方が「いつ」「どの医療機関を」「何回」受診して「医療費総額がどのくらいかかったか」が記載されており、病院や薬局に限らず、柔道整復やあんま・はり灸・マッサージを受けた分についても書かれている。これを見て受診内容や回数に間違いがないか、その受診が必要なものかどうかを改めて確認してほしいこと。
- ・平成 29 年分の税制改正で、所得税の確定申告をする際に医療費控除の適用を受ける場合、「医療費控除の明細書」という用紙に、自己負担した医療費を記入して提出することが必要になったこと。
その際「医療費の自己負担分」がきちんと書いてあるのであれば、保険者から送られてくる「医療費のお知らせ」も、証明書類として使えること。
- ・しかし、今年度広域連合で出している「医療費のお知らせ」については、申告の際に記入が必要な「医療費の自己負担分」に相当する項目がまだ掲載されていないため、「医療費控除の明細書」への添付書類としては使えないこと。
- ・このことは後期高齢者医療保険に限らず、「医療費の自己負担分」が載っていない「医療費のお知らせ」は、医療費控除の手続きには使えないので、医療機関等からの領収書は、確実に保管しておいてほしいこと。
- ・11月17日（金）に、今年度、まだ歯周疾患検診を受けていない対象者の方に対して再度ご案内をお送りするので、まだの方はこの機会に是非、受診をお願いしたいこと。